

2016年2月定例県議会

1 予算特別委員会における柳下礼子議員の質疑

部局別質疑（企画財政関係）3月9日

Q．柳下委員

日本共産党の柳下礼子でございます。

初めに、歳出予算の事業概要11ページ、基地対策費について関連して質問します。

要求資料では資料4、5ページに出ておりませぬ。

この3月7日にも、安保法制廃止で大宮の鐘塚公園に1万人を超える県民が集まりました。半年前にこの法制が可決、強行されてからも、戦争法反対の声は消えるどころか大きくなる一方です。私たちがこの法制を戦争法と言うのは、集団的自衛権の行使を容認し、戦闘地域への自衛隊派兵、武器使用の拡大、PKOの治安維持活動への参加など、元最高裁判長も元内閣法制局長の長官も、元日弁連の会長も憲法違反だと断じているからです。

重大なのは、このような法の成立とともに、アフリカ、ジブチの自衛隊駐屯基地の強化をはじめ、国内外の基地や装備の強化が進んでいることです。これは、我が埼玉県にとっても無縁ではありません。国の来年度予算では、自衛隊入間基地の留保地内に大規模災害対処拠点を整備するとともに、自衛隊入間病院を整備するであります。自衛隊病院とは、平時は基本的には自衛官とその家族、余裕があれば地域の2次救急を行いたいとの防衛省の説明でした。戦時に傷病者の治療を行う後送病院となるのです。企画財政部長はこの後送病院とはどのような位置付けの病院だと認識していますか。

A．企画財政部長

正確には防衛局等からどういう説明を受けているか、担当課長から御説明させていただきますけれども、戦場から負傷された方を後に送っていく、そういう意味の後送病院かと思っておりますけれども、ちょっとその入間病院の位置付け等については、正確なところは担当課長から御説明させていただきます。

A．企画財政部長

お尋ねの入間病院につきましては、現在国内に16か所ございます自衛隊病院の拠点化、高機能化を行う一貫といたしまして、自衛隊員等を対象とした職域病院、これを整備する計画ということで北関東防衛局からは伺っているところでございます。

Q．柳下委員

これは後送病院ということですので、しっかりと勉強していただきたいと思っております。

戦争法の制定によって、海外紛争への自衛隊の関与が確実に広がります。現在での体制では到底手に負えないような傷病兵が生まれるということは明らかです。私たちは、このような危険な戦争法の廃止を求め、引き続き全力を尽くす決意であります。

続いて、国の予算案によれば、私の地元所沢の防衛医大病院に新たな感染症設備が用意されております。一類感染症に備えるとしていますが、一類というのはエボラ出血熱、天然痘、ペストなどをいいます。エボラ出血熱では、昨年、

西アフリカで過去最悪の1万人を超える死者が出たといえます。一類というのは、感染力、重篤度、危険性が極めて高い伝染病です。私は地元への十分な情報提供と合意が不可欠だと考えています。

そこで伺いますが、防衛省から所沢市は説明を受けていないようですが、県は説明を受けましたか。直ちに防衛省に説明を求めるべきです。御答弁ください。

A．企画財政部長

感染症関係の病院ということになりますと、基本的には所管しているのは保健医療部になりますので、そちらのほうはちょっと私ども承知しておりませんが、防衛局等からどういう説明があったかどうかについては担当課長から御説明させていただきます。

A．企画総務課長

防衛医科大学校の整備についての御質問でございます。

本件につきましては、防衛省から毎年公表されております平成28年度の予算の概要というのがございまして、こちらのほうにおきまして、防衛医科大学校病院における一類感染診療対応及び医療安全・感染対策強化のための増員及び施設機材の整備を行うというように明記をされているということは承知しております。ただし、御質問にございましたような具体的な内容につきまして、企画財政部として北関東防衛局からの個別の説明は受けていない状況でございます。

Q．柳下委員

説明をきちっと受けていただきたいと思いません。なぜ防衛省、自衛隊が最高度の感染症対策をしようとするのか。防衛省の担当者の説明によると、自衛隊を派遣している南スーダンではエボラ患者が発生している。PKO活動を継続すれば感染の可能性がある。感染したら自衛隊中央病院に後送するが、防衛医大でも対応したいとの説明でした。正に自衛隊の海外派兵拡大を念頭に置いた動きと言わざるを得ません。私は、日本を戦争できる国に実質変質させていくような、このような動きは絶対に許すことはできません。地元の皆さんも、この間シンポジウムを行いましたけれども、このような危険な感染症対策施設について本当に心配しています。

昨年質問しましたが、米軍所沢通信基地、ここはアンテナしかない基地だと思われていたのに、昨年、突如ヘリコプターが夜、降りてまいりました。住民が騒音にびっくりして、よくよく市が米軍に照会すると、ヘリ訓練をしたという回答が返ってきたのです。このように地元が知らないうちに何が起こるか分からない、これが軍事基地です。県として本当に積極的に情報収集をして、私たち議員にも迅速に情報提供してほしいのです。答弁を求めます。

A．企画財政部長

感染症対応関係の施設の基準等への適否については保健医療部のほうで所管させていただいております。私どもといたしましては、先ほどお話のあった訓練の実施、とりわけそういったものの騒音の影響とか市民生活、県民生活に多大な影響が及ぼされるものについては、私どもにも事前にしっかりと情報提供していただきたい旨要請させていただいておるところでございます。ちょっと詳細については担当課長から御説明させていただきますけれども、そういっ

た県民生活への影響というのは十分私ども配慮して交渉させていただいているところでございます。

A．企画総務課長

米軍基地、それから自衛隊基地等につきましては、航空機による騒音を軽減することですとか基地の安全管理の徹底等につきまして、本県ですとか、それから基地所在市町村などが連携しております基地対策協議会を通じまして、防衛省並びに自衛隊等に要望を毎年しているところでございます。

Q．柳下委員

安全保障は国の専権事項だと言う方もおりますが、県民の暮らしと安全保障は切っても切れません。この埼玉県にも多数の米軍基地、自衛隊基地があります。10年ぐらい前、基地対策協議会の事務局は、ここにありますような「埼玉の基地・基地跡地」という冊子を毎年作成されていきました。ふじみ野市の大井通信所など小さな基地も含めて、各基地の概要などをきちんと説明してあります。企画財政部としてもこのような冊子をこれまでも作っておりました。防衛政策に激変が起こっている現在、この冊子を復活していただきたいのですが、部長より答弁をお願いします。

A．企画財政部長

詳細については担当課長から御説明させていただきます。今、委員からも御指摘いただきましたように、県も入っておりますが、関係市町と一緒にやっております協議会で作成しておるところでございますので、そういった御要望があったことをよく踏まえまして、協議させていただきたいと思っております。

A．企画総務課長

御質問の埼玉の基地跡地、冊子について御答弁させていただきます。

こちらの冊子につきましては、先ほど申し上げました県と県内14市町で構成しております埼玉県基地対策協議会がございまして、こちらで米軍基地ですとか自衛隊基地の概要をまとめた冊子としまして、過去10年に一度ぐらいのペースで作成・発行されてきたものでして、直近の発行が平成13年3月でございます。

現在はこの協議会で構成市町から負担金等も徴収しておりませんので、冊子としては発行していない状況でございます。御提案の御意見につきましては、先ほど部長からも御答弁させていただきましたとおり、構成市町の御意見等もお伺いしてまいりたいと存じます。

Q．柳下委員

是非発行していただきたいというふうに思います。

次の質問に移ります。

直轄事業である八ッ場ダム事業について、私たちは利水面からも治水面からも撤退すべきだと主張してきました。利水面では埼玉県はこれから人口減少社会に移行する。まち・ひと・しごと創生総合戦略案などでもそのように指摘していますね。人口が減少すれば、将来的には水余りとなります。このようにその効果が疑問視されているダムに今後150億円も負担金を支払う計画となっています。もう一つ指摘すると、八ッ場ダムの県債償還額は約120億円以上まだ残っているのです。今後の負担金と合わせると270億円もの負担を人口減少の異次元の高齢化社会にツケを回すわけです。

当県議団は、1月に本体工事の様子を視察してまいりました。もともとこの地域の地盤が弱いという指摘はあったのですが、新たに分かったことは、付替え道路の擁壁を見れば一目瞭然

です。熱水変質を起こして茶色に変色し、弱体化しているのです。このまま水を張っても大丈夫なのかと非常に心配です。今後、湛水試験も行われるのですが、周辺が崩れ追加工事が必要になる可能性があります。

ここで質問ですが、平成23年にハッ場ダムの工期が再度延長されたことについて、上田知事は、よほどのことがない限りこれ以上の負担は受け入れられないと答弁しました。この点を再度確認させていただきます。

A．企画財政部長

ハッ場ダムにつきましては、治水面は他の部でございますが、主に利水面で答弁させていただきますと、暫定水利権を多く抱えている本県においては、依然必要なダムというふうを考えてございますので、その点は御理解いただければと思っております。

工費等につきましては、従前言われておった工費よりも約2倍に近い4,600億円に増えたという経緯がございます。そういった中から、県としてはコスト縮減ということを常々求めておるところでございます。

Q．柳下委員

私の質問は、知事の言っている、よほどのことがない限りこれ以上の負担は受け入れられないという答弁したことに再度確認しますということなんです。聞いていることにしっかり答えてください。

A．企画財政部長

よほどのことがない限りこれ以上負担を負いたくない、負う必要はないというふうを考えてございまして、そのことからコスト縮減という

ことを国土交通省のほうにお願いさせていただいているところでございます。

部局別質疑（県民生活部、危機管理防災部）

3月10日

Q．柳下委員

本日は、歳出予算の事業概要8ページの人権施策推進費にかかわって、LGBT、レズビアン・ゲイ・バイセクシュアル・トランスジェンダー、性的マイノリティーの人権保障について質問させていただきます。

先日、私はLGBT当事者や支援者の方から、直接お話を伺いました。LGBTへの様々な差別や偏見が残る中、それぞれの方が、私は男性の同性愛者です、大学を卒業してゲイを家族に公表しました。私は性同一障害です、女性に生まれましたが性転換をして男性として生きていますなどと、LGBTであることを堂々と話す、その勇気にすごく感動しました。参加しました皆さんが、多数派の異性愛者と同じ人間であり、LGBTが差別されることなく当たり前存在として生きられるような社会にしてほしいと強く訴えられていました。LGBTへの差別や偏見をなくすことが、1人1人の生を尊重する社会につながる大事な課題だと改めて認識しました。

御存じのようにLGBTの差別の解消や権利の保障を目指す動きが、国内外で大きく広がっています。日本では、国会のLGBT議連による立法化や、渋谷区などの同性パートナーシップに関する証明書発行の動きが始まっています。アメリカでは2015年6月に連邦最高裁判所が、同性婚を憲法上の権利として認める画期的な判断を下しました。

埼玉県は県職員へのLGBTに関する研修な

どを始めたとのことですが、世界や国内の変化を見ても、率直に言って県の取り組みは大きく遅れていると思います。人権保障の問題として、県政がLGBTにもっと光を当てて取り組むべきではないでしょうか。

今年度はどのような取り組みをしていくのか、併せて答弁を求めます。

A．県民生活部長

今年度の具体的な事業につきましては、人権推進課長のほうからお答えをさせていただきます。

A．人権推進課長

今年度の取り組みにつきまして、まず研修でございます。市町村や企業人事担当者への研修につきましては、県では市町村職員や民生委員、児童委員、人権擁護委員を対象に、LGBTなどの性的マイノリティーの人権をテーマにした研修を平成26年度に開催しております。そこでは、200人の参加をいただきました。また、企業につきましては、27年度に県内4会場で企業の管理職、人事担当者を対象にLGBTをテーマにした「企業 人権担当者 研修会」を開催し、約400人の参加をいただきました。また、企業の幹部を対象に、これは毎年やっておりますが、埼玉労働局職業安定所と連携し、開催しています、「企業トップクラス・公正採用選考人権啓発推進研修会」を開きまして、LGBTへの理解と職場への対応をテーマに研修を実施しております。

また、啓発につきましては、人権啓発冊子につきまして、啓発冊子の作成やイベントを開いております。これらのことにつきましては、今年度につきましても、啓発冊子、あるいはイベントを行いまして、事業を進めていきたいと思っております。

28年度の事業についても、同じようにやらせていただきたいと思いますと思っております。

Q．柳下委員

冊子を作ったり、啓発活動をするということ、研修もするということですが、私は先日お会いした当事者の皆さんから、臨時職員として教育現場で働いたときに、先生が、おまえホモかと言って子どもたちの笑いをとった、すごくショックだった、自分の住む市では数千人の職員がいるが、職員の中にはLGBTがいるかも把握していない、市役所でもカミングアウトできる状況にないと訴えておられました。まだまだこのような実態が当たり前なんだと思います。

だからこそ、LGBTへの差別や偏見のない職場環境をつくるためには、担当者はもとより、組織のトップに対する研修ももっともっと力を入れるべきだと思います。今後も、自治体関係者、企業の人事担当者への研修会を拡充していくと思っておりますけれども、今年度は、具体的にどのような研修会を開くのでしょうか。そして、特に自治体、企業の幹部の意識を変えていくという点では、今年度、どのような計画がありますか。

そして、県としては独自に、この人権のパンフはありますけれども、独自にパンフは作っておりませんよね。国では作っておりますけれども。その点については、どう考えておられるんですか。

A．県民生活部長

先ほど人権推進課長のほうが申し上げましたけれども、企業や自治体の幹部職員への研修につきましては、今年度も引き続きまして、埼玉労働局、それから職業安定所と連携をいたしまして、「企業トップクラス・公正採用選考人権啓

発推進研修会」におきまして、LGBTの理解と職場の対応についてをテーマとして取り上げまして、研修を実施していきたいと思っております。

独自のパンフレットということですが、県で作っております人権関係のパンフレットにつきましては、先生御存じのとおり、LGBTは17分の1でちょこっと小さいんですけども、今後パンフレットを見直すに当たりまして、しっかりと1つの項目を設けるとか、あるいはLGBTの相談窓口、心の相談ですとか、あるいは医学的な相談ですとか、法的な相談ですとか、どこにかければそういった苦しみを相談できるか、そういった窓口の掲載なども考えております。

Q・柳下委員

是非、独自のパンフレット、そして相談窓口、しっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

社会にLGBTへの差別や偏見が根強く残っております。LGBT当事者の人権への理解を広げる活動は、本当に私は重要だと思っております。13人に1人がLGBTと言われ、身近な家族や友人、隣の同僚らがLGBTだったとしても、全く不思議ではありません。しかし、差別やいじめを恐れて当事者は声を上げられないために、ほとんどの県民にとって、身近に存在する人たちとは認識されておられません。世界人権宣言の第1条は、「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」とし、国連では性的マイノリティーの人々に、それ以外の人々が享受する権利と同じ権利を認める決議がなされております。

そういう国際的な人権保障の流れの観点で、LGBTの人権を尊重し、当事者を励ます、分

かりやすい独自のパンフレット、そして県民向けのポスター、更には当事者のお話を直接聞くなど、こういうことをしっかりとやっていただきたいというふうに思います。

当事者の直接ヒアリング等について、考えておられますか。

A・県民生活部長

職場、あるいは学校現場、日常生活などでの差別や偏見について、LGBTの当事者の皆さんから直接お話を聞くこと、これは非常にLGBTを理解する上で、是非とも必要なことだというふうに思っております。県といたしましては、このLGBTの取り組みを進めるに当たりまして、直接、これまでLGBTの皆さん方との団体との接点はありませんでした。今回、成人式の後援申請がございました。この団体等を通じて、当事者団体からも今後ヒアリングをしていきたいというふうに考えております。

Q・柳下委員

今、部長のお答えの中で、これまで接点が無かったということで、今年2月に行われた「LGBT成人式@埼玉」には、当事者ら140人ほどが集まって、思い思いの服装で新たな門出を祝福したそうです。ふだんは孤独感を持って暮らしているわけですが、このときには本当に140人も集まって、実績はないということで断られたから、逆にたくさん集めなければと思って集めたので、今度実績ができたから、今度はきちっと来年はできるねというふうにおっしゃってございましたけれども、こうした取り組みなど、県は後援したり、これからも協力し、支援していく考えは当然おありだと思いますけれども、確認の意味で、今後の方針、成人式に対する考え方、お願いいたします。

A．県民生活部長

今回の成人式の後援につきましては、知事も記者会見で申し上げましたけれども、主催者団体の「i n g !!」からお話を伺ったときに、広報の仕方ですか参加料、あるいはどれぐらい参加する人が集まるのか、こういったこと、初めてなので分からないというお話だったんです。県で後援をする場合には、後援の事務処理要領がございまして、その辺を確認した上でないと後援できないという仕組みになっております。その旨、そういう状況では後援が難しいんですというお話をしましたところ、その「i n g !!」さんから、次回、委員お話ししましたように、申請できるようにデータをそろえるというふうなお話がありました。今回は申請を見送るというふうなお話だったんです。

来年というか、次はどうするかというお話ですけれども、もし申請がありましたら、成人式の状況、今回140人集まったということでございますので、その辺の状況をよくお伺いしまして、後援をできることであれば、しっかりしていきたいというふうに思います。

Q．柳下委員

ありがとうございます。きちんと後援できるようにしていただきたいと思います。

特に若い人たちは、社会的経験がなかったり、自分たちがLGBTだということで、非常に、カミングアウトして自分の性のいろいろな悩みや、そういうものも明らかにしてきているわけですけれども、そういった社会経験なかったり、勇気がなかったりとか、いろいろな問題を持っていますので、きちんと励ましながら、しっかりと関係をこれからつくっていただきたいと思います。

そして、予算については、今、十分あるんですか。人権一般ではなくて、この問題について、最後にお聞きしたいと思います。

A．県民生活部長

LGBT対応の予算ですけれども、LGBTの皆さんに向けた啓発とかという形での予算の要求という願いはしておりません。人権を守るための予算としてとっている中で、その中で対応をしていきたいというふうに考えております。

Q．柳下委員

いろいろ言いましたけれども、埼玉県がLGBTに対する偏見や差別を積極的になくす立場で頑張るというお話でしたので、多様な尊重する社会の実現を目指す条例制定についてお願いしたいと思います。

部局別質疑（農林関係）3月11日

Q．柳下委員

日本共産党の柳下礼子でございます。

本日は、歳出予算の事業概要16ページの埼玉園芸生産力強化支援費に関わって、1月の大雪被害による農業用ハウスの再建支援について伺います。

平成28年1月18日未明から朝にかけて降った雪の重みで農業用のハウスが倒壊するなど、被害が相次ぎました。当県議団は、直ちに小鹿野町の被害農家を訪問しました。親子でトマトなどを栽培している農家は、「昨年3月に2年前のパイプハウスがようやく再建でき、トマトの出荷にこぎつけた。次の出荷を準備しているとき、今回の大雪でパイプハウス10棟のうち2棟が全壊、2棟が損壊した」とのことです。これまでも再建に向けて融資を受け、経営的にも苦しい中、もうこれ以上借金はできない」、別の農家では、「19ミリから25ミリにパイプを太くした強化ハウスを再建したのに、今回また

倒壊してしまった」ということでした。

2年前の大雪被害からようやく立ち直りかけていた1つ1つの農家にとって、2度目の被害は極めて深刻です。県は支援策を発表しましたが、埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく無利子の農業災害資金の融資と、代替作に必要な肥料などの経費の補助しかありません。しかも、条例で指定されない自治体の農家には、特別な支援は何もありません。これでは、2度も被害を受けた被災農家の再建への不安に応えるものとなっていません。キュウリやトマトなど、県北部のハウス栽培は埼玉農業にとって極めて重要なものです。

2年前、県は、雪害で1つの農家も廃業させないとの強い決意で支援に全力を尽くしました。今回もこの決意は変わっていませんね。どうですか。

A．農林部長

今、柳下委員からお話がありましたとおり、1月17日、18日の大雪被害では、27市町村を特別災害に指定したということございまして、先ほど言ったとおり、県では無利子の農業災害資金などの支援策を講じました。

ハウスの災害に対しましては、国に対して平成28年1月26日に、被災農業者向け経営体育成支援事業を実施するように要望いたしたところでございますけれども、国は2月24日に対策を講じまして、その対策は、次期作の資材費の補助を行う雪害対応産地再生緊急支援事業、そしてパイプハウス等の建設への補助を行う産地パワーアップ事業というものを打ち出したところでございます。

Q．柳下委員

私は、2年前も今回も農林水産省に、農業再建に力を尽くすよう被災農家と一緒に働き掛けてきました。県は2年前と同様の決意で、窮地に陥っている被災農家をしっかり支えるべきだと思います。県は、国に2年前と同様の補助事業の実施を要望していると思いますけれども、国の補助事業は、まだはっきりと2年前と同じにするとは来ていませんね。そういう点では、独自の補助事業を実施すべきではないでしょうか。答弁ください。

A．農林部長

前回の大雪を契機に、農業共済制度の見直しが行われています。共済制度の見直しを拡充しておりまして、農業ハウス再建の補助率が上がったり、撤去にかかる費用が出たりということがございまして、そういった意味で共済制度への加入というのを前提に農家の方々にも考えていただきたいという気持ちで、その加入促進を図ってきたところでございます。先ほど申し上げましたとおり、国への支援要請活動は私も行ってまいりましたが、なかなか県単独の事業というものをここで措置するというのは難しいというふうに考えております。

Q．柳下委員

私、国に行ったときにも、国は、共済の加入促進を大分強く言っておりました。ですけれども、埼玉県は加入している方が約3分の1ぐらいですよ。この実態についてどう考えますか。

A．農林部長

農業共済に加入するかしないかというのは、農家の経営判断だというふうに理解しております。

すけれども、これだけ大きな災害が発生して、また今後もいろんな災害が発生する可能性を考えますと、農業共済への加入、先ほど言いましたとおり、要件が緩和されたりとか、たくさん支援が出るという状況になってまいりましたので、農業共済への加入というものを経営判断の1つとして取り入れていただくことがいいのではないかという観点から、県としては加入促進を農家に働き掛けてきたところでございます。

Q．柳下委員

加入促進といっても、実際には3分の1くらいしか入っていないわけでしょう。入っていても、自分たちが農業が再建できるような状況になっていないわけですね。

それで、再建費用の補助について、せめて倒壊したハウスの撤去ですね、これについては全ての関係自治体が無償で処理を引き受けるようにすべきだというふうに思います。今回の大雪被害では、倒壊ハウスの無償撤去についても、自治体でまちまちだと被害農家からお聞きしました。この実態と県の考え方、お答えください。

A．農林部長

繰り返して恐縮でございますけれども、前回の状況と変化がございました点は、共済事業の中で、撤去についても農家が選択して対策を講ずれば、お金が出るという仕組みができたところでございます。その共済制度に加入するかどうかというのは経営の判断でございまして、そういった意味で、そのリスクを感じられて不安に感じられる方は農業共済に入ってくださいということで、制度の周知を図ってまいっているところでございます。御理解いただければと思います。

Q．柳下委員

さて、県の支援対象となった自治体は、被害が発生した51市町村のうち27市町村です。この中に小鹿野町は入っていません。小鹿野町では、11戸の農家で18棟のパイプハウスが倒壊したのに、農業用施設の被害額が3割以上の農家が10戸以上必要との要件を満たさなかったからです。例えば、1つの農家で全ハウス1,000万円の場合には、300万円以上の被害とならなければ支援対象にならないわけです。被害農家がハウスをたくさん保有していて被害額の割合が小さくなって、県の支援を受けられない。これでは農家が納得できないのは当然です。県の条例の要件は、大規模なハウス農家が多い県北部地域の現状に合わないことは明らかです。今後も同じようなことが起こり得るわけですから、農業施設は被害額にかかわらず、1棟でも損壊があれば、指定の要件に当たる被害農家とするような条例に改正すべきではないでしょうか。

A．農林部長

埼玉県農業災害対策特別措置条例につきましては、昭和53年に制定されたわけでございますけれども、委員御指摘の平年の30%の減収量というものは、国の天災融資法などに準じるとして定めているところでございます。近隣の状況を見ましても、条例を持つ県を確認しましたが、茨城、栃木、群馬の3県では、本県と同様の助成内容となっております。そういった意味で、現時点で条例の基準を見直すということは困難というふうに考えております。

Q．柳下委員

続いて、要求資料8に関わってTPPの影響について伺います。

2月4日、日本政府は、アメリカ、日本など

12か国が参加し、関税の原則撤廃などを盛り込んだTPP協定に署名しました。しかし、署名された協定は、各国で批准の手続きが必要であり、アメリカと日本のいずれかが批准しなければ発効しません。今も、国会決議が守られていないなど、多くの農家がTPP反対の声を上げ続けています。アメリカ大統領選挙では、民主党のヒラリー候補らも批准に反対しています。我が党は、日本農業に壊滅的打撃を与えるTPPの批准手続きを中止させるため、引き続き奮闘する決意です。

さて、我が党はこの間、TPPについて一般質問で繰り返し取り上げてまいりました。埼玉県議会でも決議が上がっております。埼玉県の農産物に対する影響について、県の試算を求めてきましたけれども、埼玉県は協定署名後も試算を発表していません。群馬県や千葉県は既に試算を行い、公表しています。どうして埼玉県は公表できないのか、試算額はどのくらいになるのか、一刻も早くTPPによる影響試算を公表して、具体的な対策を検討すべきと考えます。

A．農林部長

国による試算方法に基づいて埼玉県の農産物の生産減少額を計算いたしますと、約8億円から14億円減という計算がなされました。

Q．柳下委員

8億円から14億円というお答えでしたけれども、なぜこれをきちっと県の影響額ということで公表しないのですか。これについて私は質問しているんですけれども、それにはお答えになっておりません。それについて教えてください。

A．農林部長

国の計算方法は、一定の前提に基づいて行っておりまして、委員御存じだと思いますけれども、基本的には国内対策をしっかりと講ずるということで生産の減少率がゼロ、生産量変わらないという前提で、価格のみが関税の影響で下がるという計算方法で試算したものでございまして、そういった意味で私どもとして、積極的にこれまで公表していなかったということでございます。

プラス、この試算をするに当たって細かいデータなどの整備が必要でございまして、その整備に要する時間というのも結構かかったということでございまして、発表するタイミングが遅くなったということでございます。

Q．柳下委員

では、正式には、いつ公表するんですか。

それと、今、公表するのに、国内対策をしっかりと講じるということだったんですけれども、他県は発表しているのに、この点についてはっきりとお答えください。

A．農林部長

国のTPP対策というのは、既に国の補正予算の中で整理されておりまして、それ自体は既に発表されております。我々も、農家に対して説明会を2回開催させていただきまして、周知を図っているところでございます。

Q．柳下委員

これについてきちっと公表して、影響についてもしっかりとってほしいと思います。

最後に、産業労働部は県内企業へのアンケートで影響調査を行っています。しかし、農林部

はいまだに県内農家へのアンケート等実施しておりません。深刻な影響が生じる農業分野では、なぜ実施していないのか。県内の農家から、県はTPPへの対策を真剣に考えていないと言われても仕方ありません。農業団体などを通じて、TPPの影響に関する農家向けのアンケート、そしてきめ細かい対策が必要と思います。今後の対応をお聞かせください。

A・農林部長

県では、平成27年12月に農林振興センターと家畜保健衛生所などに対しまして、農林業関係相談窓口というものを設置して、農業者からの御相談に応じております。相談窓口に来られた農業者の方は、今後の経営に対する不安をお持ちになっていらっしゃるりとか、あとは国産米の影響がないとしているのは、なかなか現実的ではないんじゃないかなど、国の影響分析に対する御意見を頂戴しております。また、産地パワーアップという新しい事業を活用したいという要望など、54件の相談が寄せられております。

先ほど答弁させていただきましたが、国の方をお呼びして、国とともにさいたま市と吉見町の2会場でTPPの説明会を開催して、640人の農業者の方に御参加いただいたということでございます。説明会でも様々な方と意見交換が行われたということでございます。

このように、可能な限り農業者の声を直接聞くように努めておりますので、現時点で改めてアンケートを実施するということは考えておりません。

委員長

8秒です。

Q・柳下委員

産地パワーアップ事業といっても、実際にこれは役に立ちません。

以上です。

部局別質疑（福祉部）3月14日

Q・柳下委員

歳出予算の事業概要、28ページ、児童措置委託費に関連して伺います。

要求資料は24ページ、25ページを御覧ください。

県内児童養護施設の性的虐待事件についてです。

児童養護施設は、御案内のとおり保護者のいない児童や虐待されている児童などを入所させて養育する施設です。県立施設もありますが、多くが社会福祉法人立で県が委託しています。新年度予算にも、この委託費が計上されていますが、この予算を生かし、施設の子どもの全面発達を願って質問します。

お手元の予算の要求資料25ページを御覧ください。

2013年の施設内虐待は1件、保育士による高校生と小学生への性的身体的虐待です。私たちの調査によると、児童養護施設の保育士が高校生の児童と性的関係を持ち、しかも複数の同僚保育士とも不適切な性関係を持っていたとして、懲戒解雇処分となったという事件です。資料によりますと、翌年、2014年にも別の施設内で性的虐待が行われております。10年前に、県内の児童養護施設保育士による性的虐待が報道されましたが、虐待が後を絶たないわけです。児童養護施設の措置児童の約6割が被虐待児です。家庭で悲惨な虐待を受けてきた子どもが、保護された施設でも虐待されるという極めて許しがたい事件です。2009年から2

014年の県内施設における虐待発生件数を報告してください。

A．福祉部長

平成21年度から26年度までの過去6年間、県内では6件の虐待事案が発生しております。虐待の累計は、身体的虐待が2件、心理的虐待が1件、性的虐待が3件でございます。

Q．柳下委員

6件、多いですね。児童養護施設は、保護者に代わって児童を養護する極めて公的な施設です。民間の社会福祉法人が運営していますが、本来、全施設が公立でもいいと思います。県の監査、指導、援助などの責任は重大です。というのは、2013年の虐待事件の施設は虐待事件を初めて起こした施設ではないという点です。私どもの調査では、8年前、2005年にこの施設の法人理事長兼初代施設長が入所児童への暴力、暴言、職員と不適切な関係を持つなどにより、理事長施設長職を解任されているのです。この施設長が中学1年男子に暴行を繰り返し、施設を辞めさせてやるなどと脅迫し、職員との不適切な関係を持ち、それを児童に目撃されたという驚くべき事件です。問題は、この人物が事務長として、その後もこの施設で解雇もされずに働いているということです。2005年の際に、問題の人物が解雇されなかった理由を御説明ください。

A．福祉部長

お話の暴力事件を起こしました施設は、2005年1月にも県が改善勧告を行っております。その中で、不適切な処遇を行った施設長の責任を明確にするよう勧告しております。その結果、

当時の理事長兼施設長が施設長解任の処分を受けるとともに、理事長職を辞任しております。なぜ辞めさせられなかったかということでございますが、この処分は法人の理事会において適正に行われているというふうに理解しております。

Q．柳下委員

今回、問題にしているのは、2013年の性的虐待事件について法人理事会の下につくられた運営改善検討委員会の提言の中には、こう書いてあるはずですが。初代施設長は、事務長として施設内に残るとともに、引き続き理事にとどまるという極めて変則的で異例な経緯をたどって、今日まで推移してきている。本委員会においても、この極めて変則的で異例とも言うべき構造が施設の真の経営者が一体誰なのか不明確にし、長年不安定な施設運営を余儀なくされてきた主たる原因ではないかと再三にわたり問題提起してきたところです。極めて強い言い方をすれば、本施設の運営実態は二重の指揮命令系統が存在していると受け止められかねない。この構造を続ける限り、再び今回のような不祥事が発生する可能性は十分にあり得ると考えるところである。つまり、理事長兼施設長が2005年に解任されず、事務長にとどまったことが今回の性的虐待事件の原因の1つであると指摘しているのです。この運営改善検討委員会の指摘について、県はどのような対策を講じたのでしょうか、はっきりさせてください。

A．福祉部長

県は、2013年の虐待事案を受けまして、施設に対し組織運営や体制について問題点を明らかにして改善計画を策定するよう勧告をいたしました。また、改善計画の策定に当たっては、

児童の権利擁護に詳しい専門家を交えた検証を行うよう指示しております。

そこで、施設では2014年3月、弁護士でありますとか学識経験者など6人の委員で構成される運営改善委員会を設置いたしました。施設は、運営改善委員会の検証を踏まえながら、組織運営等について問題点を明らかにした上で、施設として改善計画を策定いたしました。その中で、施設長が最終責任者として施設を統括すること、事務分掌を明確化し、各職員が与えられた職責の中で児童への適切な支援を行うこととしております。

県は、施設が策定した改善計画に基づき、指揮命令系統が適正に機能しているか、直接施設を訪問し、確認しております。

Q．柳下委員

これだけ問題のある人物をなぜ事務長職として残留させたのか、私はここが理解できないんです。2005年の事件の際、職員の有志からは理事長兼施設長は退職すべきだと要望書が提出されたはずですが。虐待された子どもたちが虐待をした当人と今後も一緒に生活するんです。心の傷を回復することを妨げるという理由です。全くそのとおりだと思いませんか。虐待をした本人と今も同じ施設で子どもたちが生活している、このことが問題とは思いませんか、部長、はっきり言ってください。

A．福祉部長

当時、暴行を受けた子どもがいるかどうかは確認しておりません。

Q．柳下委員

先ほどの運営改善検討委員会の文書に戻りますと、そこには現実的には児童に対する様々な

支援場面で事務長の関わりが散見されていると書いてあります。運営改善検討委員会は、このように元理事長兼施設長、現在は事務長の影響を完全に取り除かなければ、またこのような事件が起こる可能性があるということを指摘しているんですね。なぜ、この指摘どおりにしないんですか。これでは、この施設が根本的に改善するとは思えません。児童養護施設の子どもたちは、施設の職員以外に頼れる人がいないんです。その施設で繰り返し虐待が起こる、子どもの中にはこれじゃ家にいたほうがましという子どももいたといいます。一日でも早く安心して暮らせる場にしなければと思います。私は、この施設のこの問題は2013年の事件だけで検討されるべきではないと考えます。また、法人内部の検討委員会では自浄作用を発揮することは不可能だと思います。第三者による再建委員会を再び作り、2005年の事件と今回の事件と一体の改善策を報告していただきたいと思います。

A．福祉部長

第三者による再建委員会についてでございますけれども、先ほど申し上げましたとおり施設が運営改善委員会を設置いたしました。この委員会は、先ほどとダブりますが、弁護士とか学識などの委員が事件発生の原因でありますとか、再発防止策について審議し、施設に最終提言を行っております。施設は、この提言を踏まえて組織運営等についての問題点を明らかにした上で、改善計画を策定いたしました。

県は、2014年度、毎月施設を訪問し、計画どおりに改善が図られているかを確認してきております。また、2015年度も3か月に1回、施設を訪問して確認をしております。引き続き、適正に運営されていることを確認してまいりたいと思います。

Q．柳下委員

今の部長の答弁のですね、施設の内部に運営再建委員会を作っても駄目なんです。ですから、私が先ほど質問したのは、第三者による再建委員会を再び作りなさいということで提案したわけです。これについてはお答えないようですけども、次にいきます。

さらに、この施設には職員の問題もあります。2013年に性的身体的虐待を引き起こした施設の職員集団は、県のほかの児童養護施設の平均退職者数が4.5人であるのに比べて、7人退職と特別に退職率が高いんです。また、保育士の経験年数は、ほかの施設平均が7年1か月のところ、勤続年数は4年と特別に低かったと聞いています。このように、経験の浅い職員集団に対してどのような対策を講じていたのか御答弁ください。

A．福祉部長

担当課長から答弁させます。

A．こども安全課長

どのような対応をしたかについてお答え申し上げます。

2013年度に施設内虐待が発生した施設では、2014年度及び2015年度、それぞれ外部の職員をスーパーバイザーとして採用して、いわゆる若手の職員の育成に当たっています。

Q．柳下委員

スーパーバイザーを入れているということでしたけれども、1年限りでスーパーバイザーは引き上げてしまいましたよね。その代わりに外部から副施設長が着任したとのことですが。しかし、これまでの経過を見ても、施設長が改善し

ようとしてもうまくいかず、次々交代してきたのではないですか。引き続き、外部の方が二重、三重に中に入り続け、職員集団の改革を行うべきです。スーパーバイザーを継続すべきと思いますが、どうですか。

A．福祉部長

2013年度に虐待が発生した施設では、2014年度及び2015年度、埼玉学園やほかの児童養護施設での勤務経験が豊富な人をスーパーバイザーとして採用しております。このスーパーバイザーは児童に対する処遇のほか、施設の運営方針、運営方法だとか、職員の育成面についても施設長に対して助言、指導を行っております。

Q．柳下委員

私は、ある保育士養成機関の方の話を伺いましたが、保育士の中でも児童養護施設は人気がないというんですね。夜勤があるというのも1つでしょうが、施設の被虐待児の処遇が非常に難しくなっているという点も大きいのです。ですから、施設の保育士には特別な専門性が必要です。民間児童養護施設の保育士と県立児童養護施設の保育士の平均勤務年数を御報告ください。

A．福祉部長

県立の児童養護施設は県内に3か所設置されておりますが、管理運営は埼玉県社会福祉事業団に委託しております。その3施設における保育士及び児童指導員の平均勤続年数は9年4か月となっております。一方、民間の児童養護施設の平均勤続年数は7年1か月となっております。

Q・柳下委員

私は、県立保育士の待遇も決して十分だとは思っていません。しかし、本当に民間の児童養護施設職員の待遇は低いんです。まずは、この官民格差は解消すべきです。国任せではなく、県としても職員の給与への上乘せを行うなど、民間処遇改善事業を拡充すべきと思いますが、どうですか。

A・福祉部長

民間児童養護施設の職員給与を改善し、その定着を図るために民間施設給与等改善費を支給しております。これは職員の平均勤続年数に応じて措置費に加算をするものでございます。本定例会に、この加算率を平均で3%引き上げる補正予算をお諮りしております。これにより、民間施設給与等改善費については1億2,572万円、1施設平均で年額740万円の増額が見込まれております。

また、県では県単独事業として、児童福祉施設等子どもの暮らし応援事業費において、高校生を新たに受け入れた施設に対し、人件費を補助する予算を本定例会にお諮りしております。職員の処遇改善については、何よりもまず国がその責任において措置費の引き上げを図るべきだというふうに考えております。県としても、措置費の人件費部分について改善を国に対し引き続き要望してまいります。

委員長

5秒です。

Q・柳下委員

児童……

委員長

時間です。

以上で、共産党の質疑は終了しました。

部局別質疑（保健医療部）3月15日

Q・柳下委員

日本共産党の柳下礼子でございます。

先ほど質疑の中で、共産党というのが出ましたけれども、この予算特別委員会の中では他党への批判、こういうものはなじまないと思いません。

では、質問に入ります。

先ほども質問がありましたけれども、歳出予算の事業概要、保健医療の14ページ、母子保健推進費について伺います。要求資料は21、22ページを御覧ください。

この1月、狭山市内で3歳の藤本羽月ちゃんが自宅で死亡し、母親と内縁の夫が暴行で逮捕、起訴されるという事件が起こりました。死亡時には、顔にひどいやけどやけがを負っておりました。報道によれば、首に鎖を巻き柱につなぐなど、壮絶な虐待が行われていました。羽月ちゃんの冥福を心から祈るとともに、この教訓を生かして児童虐待を根絶する一歩となればと、こういう思いで質問させていただきます。

今回私は乳幼児健診の問題について取り上げます。先ほども質問でありましたけれども、狭山市の保健センターの保健師は、ある程度この家庭の困難さを把握しておりました。母親は17歳で姉を妊娠、翌年羽月ちゃんを妊娠、非常に若い年の妊娠であり、年子という条件です。出産直後には保健師はかなり努力をして、羽月ちゃんの様子を確認しております。その後、羽月ちゃんは4か月健診、1歳6か月健診、そして3歳児健診、全て未受診でした。保健師は4か月時も1歳6か月時も家庭訪問して羽月ちゃん

んを確認しています。3歳児健診の未受診時に、これは昨年の11月ですけれども、このときに羽月ちゃんを確認していれば、虐待されていることが分かったのではないのでしょうか。部長も先ほど本当に決意を込めてお答えがあったと思うんですけれども、なぜ家庭訪問を行われなかったのか、本当に悔しい思いです。しかし、3回の健診全て未受診という家庭は146件中8件しかありません。なぜすぐに家庭訪問しなかったのか。理由は、母親が祖母の家庭に暮らしていたと思い込んでいたからです。

まず最初の質問ですけれども、今回の事件から何を学ぶか、来年度の市町村保健師の研修で決定すべきです。先ほど部長の答弁もありましたけれども、特に若い方の妊娠の場合、祖父母の援助が得られるという条件は安心材料にならない、この点は教訓とすべきと考えますが、どうでしょうか、部長、答弁をお願いします。

A．保健医療部長

先ほども御答弁をいたしました、大変痛ましい事件であるというように考えてございます。御指摘をいただきまして配布をしています要求資料の15にも書かれてございますが、虐待が多い事例の中で、若年妊娠、つまり10代で妊娠をするというのもその1つのカテゴリーとして書かれています。何が試されているのか。やっぱりこれは各市町村保健師の本気度が試されているんだろうと思います。会えなければそれでよしとするのではなくて、必ず会うということが基本だろうと思います。したがって、私どもの毎年行われています市町村保健師を集めての研修会では、正にその虐待に経験豊かな方々を講師に呼んで、どこを注意してやればいいのか、どうすればいいのか、そういうことについて細かに研修会を受けていただいているんですけれども、こうした事件が起きてしまった

ということでございます。御理解いただきたいと思います。

Q．柳下委員

部長の決意を感じました。

私は虐待防止という点では3歳児健診を重視すべきだと思います。特に健診を一度も受診しない家庭のリスクを重く見て、早期に家庭訪問を徹底すべきです。3歳児健診まで全て未受診が続いた家庭の早期の家庭訪問は制度化すべきと考えますが、更に部長の答弁を求めます。

A．保健医療部長

委員おっしゃるとおり、3歳も大事かと思いますが、私の立場といたしますと4か月のときもそうですし、1歳6か月も3歳も全て確認をしないといけない。これは児童虐待の児童相談所と全く同じでございます、48時間対応、必ず通報を受けたら48時間の中で確認をする、そういうことが責務なんです。それをしないというのはやっぱり大きな問題だろうと思います。ただ、大変残念ながら、私どもいわゆる助言指導をするような立場になってございまして、私ども保健所保健師が直接毎回訪問するという状況ではないところが、ちょっと残念なんですけれども、いずれにいたしましても、市町村保健師に頑張っていただくということで努力を促したいです、法律で縛るということではなくて、3回の健診を全て確認をするということをやっていただくということで指導させていただきたいというふうに思っております。

Q．柳下委員

市町村と連携してしっかりお願いしたいと思います。

虐待防止として国が制度化した生後4か月の乳児家庭の全戸訪問、こにちは赤ちゃん事業、これは国・県の助成もあり、どの市町村も丁寧に取り組んでいます。今回の事件の家庭へも、赤ちゃんの段階でかなり努力をして訪問していました。私は虐待防止のためにも3歳児健診後の未受診者の訪問も市町村任せとせず、きちんと県として財政的措置を行い、今の部長の決意を制度化すべきと考えますが、どうでしょうか。

A．保健医療部長

県といたしましては、先ほどから出ております、いわゆる4か月のこにちは赤ちゃん事業も1歳6か月も3歳児も、これはしっかりやっていただくということでございますが、これは接触をする1つの機会なんだろうと思います。今議会でやっぱり御提案をさせていただいています、いわゆる妊娠から子育て期は一貫して母子ないしは父子の家庭、あるいは両親がいるけれどもという家庭も含めまして、全て見守りを続けると。いろんなチャンネルから様々な情報が入っているわけです。それを一元的に管理して、その情報を基に引き続き見守りを続けていく、こういう仕組みにしないと、市町村職員も異動がございまして、ずっと同じ方が同じ家庭を見ているという状況ではございませんので、やはり1人1人に1つ1つのデータというんでしょうか、リストをつくって、それを基に継続して見守りを続けさせていただく、こういう仕組みをいち早くつくっていく必要があるというふうに考えてございます。

Q．柳下委員

そのとおりだと思います。人が代わってもきちっと健診の未受診者の家庭訪問とか、そういうものはきちっとやっていく必要があると思います。ですけれども、非常に難しいというふう

に聞いています。というのは、電話にも出ない、訪問すれば怒り出すとか、そういう家庭が正に虐待リスクが高いんですね。保健師の経験や専門性が本当に要求されるというふうに思います。先ほど答弁もありましたけれども、保健師の経験、専門性、そういう点では、私もメディカルソーシャルワーカーのときに一緒に同行訪問を保健師としたことがありますけれども、かつて県の保健師は非常に経験も専門性も備えていて、適切にアドバイスし、市町村の保健師とともに困難ケースの同行訪問をどんどん行ったんです。ところが、現在所沢などを管轄する狭山保健所の保健師は、たったの16人ですよ。これでは同行訪問はできないんです。埼玉県は県・市町村など含めて、10万人当たりの保健師の数が全国43位です。乳幼児健診の徹底のためにも保健師の増員を図るべきだと思います。県の保健師を母子保健などで市町村への指導、助言、同行訪問ができる体制に増員すべきと考えますが、部長の決意も含めて答弁をお願いします。

A．保健医療部長

県の保健所の保健師につきましては、経年的に把握をいたしますとほぼ一定数で推移してございまして、特に大幅な減少はしているわけでもなく、また逆に増えているわけでもない状況でございます。県の保健師の役割が大分時代の変化とともに変わっておりまして、委員御指摘のとおり当初は母子保健に基本的に大きな役割を担わせていただいておりますけれども、最近は精神の保健であるとか難病であるとか、違う疾病等を抱えた御家族に対するフォローという形になってございまして、何度も申し上げて申し訳ございませんが、母子保健については市町村、市町村保健センターが中心になってやるという状況になってございます。ただ、委員御指摘のとおり困難事例につきましては、県の保

健所の保健師が同行訪問をするというのが基本だと思っておりますので、是非そういう方法ができるようにやっていきたいと思えます。

Q．柳下委員

しっかりお願いしたいと思えます。

次に、歳出予算の事業概要の27ページ、周産期医療体制整備費に関連して伺います。

休止している西埼玉中央病院の地域周産期母子医療センターについて、私は繰り返し取り上げてきました。2月に地元5市からも再開の要望が提出されているはずですが、病院として産科医は確保しましたけれども、しかし新生児の専門医が見つからないという状況で、県に対して県立病院などから新生児専門医の派遣などを要望していると思えます。西埼玉中央病院の地域周産期母子医療センター再開の見通しについて御答弁ください。

A．保健医療部長

この点については、一般質問でもお答えをしたかと思えます。西埼玉中央病院の院長以下、一所懸命医師の確保に動いております、過去2年間の実績として計4名の小児科医を確保でき、現在6名までになっております。NICUを再開するためには、新生児科医という本当にごく低体重児を担当するような医師が必要になります。この低体重児を扱う新生児の医者というのは全国で2,707名ぐらいしかいないんです。非常に少ない状況でございます。

したがって、この医師の獲得ももちろんなんですけれども、もともとこういう新生児科医とか小児科医の医師を増やすという施策をしていかない限り、ずっと小児科医が不足している状態は続くだろうと思っております。私どもは去年から埼玉、群馬、新潟の3県の要望事項が

ありまして、要望の中に必ずこれを入れて小児科医を含めた診療科偏在の厳しい診療科の医師をもっと輩出するように何らかの工夫をしてほしいということで、直接文部科学省と厚生労働省にお伺いをしてお話をしてまいりました。なかなか御理解がいただけなくて、どの診療科を選ぶかはやはり医師の自由であるというようなことをおっしゃられて、なかなか意が伝わっていない状況がございますけれども、引き続きそういった輩出するところから新生児科医を確保していかないと、この問題は永遠に解決しないというように考えてございますので、そういう方向で努力したいと思えます。

Q．柳下委員

努力したいということは分かりましたけれども、院長を招いてシンポジウムをやったりということで現場が必死になっております。県としても一緒に大学を訪問したりとかやってきているんですけども、今現場は限界ですね。このまま再開しないとどうなるか。それは結局、埼玉医科大学に集中して、今度はそちらが疲弊してしまうという、そういう点では新生児の専門医を県立病院から派遣すると、この点を提案したいと思えますけれども、部長、どうですか。

A．保健医療部長

この関係につきましては、さっき別の委員からもお話があったと思えますけれども、小児医療センターにつきましても30床のNICUを動かすためにも医師確保に動いているということで、厳しい状況にあるということを経営管理者からは聞いておりますけれども、可能な限り派遣をしていただくという方向は正しいかと私も思っておりますので、その方向については引き続き病院管理者をお願いしてまいりたいと

思っております。

ただもう1点、西埼玉中央病院の周辺につきましては防衛医大がございまして、防衛医大につきましてもNICUの開設について動いていただいておりますので、全てが全て埼玉医科大学総合医療センター等に行くということにはならないかなというように考えておりますけれども。

Q・柳下委員

時間がないので、次の質問にいきます。

歳出予算の事業概要の保健医療4ページ、国民健康保険財政安定化基金事業費に関連して、国保の都道府県移管について質問します。

所得200万円程度の4人家族に年間36万円の国保税が課され、国保の滞納額が膨大に膨れています。このような保険税の負担はもう限界です。滞納者には厳しい徴収が行われ、本県の短期受給者証の交付数は3万4,000件、窓口全額払いとなる資格証発行は1,700件となっています。2015年、全日本民医連は保険証がなくてぎりぎりまで我慢して死亡に至った人が年間58人に上ったと公表しています。国保問題について、一番深刻なのはこの国保税が高過ぎるということです。部長、負担も限界だと思いませんか。簡単をお願いします。

A・保健医療部長

国保財政というか、国保制度の抱えている構造的な問題がなかなか解決しない限り、なかなかこれを全て解決するというのは大変難しいという状況だと認識しております。

Q・柳下委員

そうですね。この問題は被保険者1人1人に責任があるわけではありません。過去の県の答

弁でも、今おっしゃったように国保の構造的問題によるものです。国保の構造的問題点、県によると医療費の多くかかる高齢者や低所得者層で構成されているということです。埼玉県をはじめ都道府県知事は、国保の都道府県化について、この問題点の解決を条件としていたはずですが、しかし、国が全国規模で年3,400億円を市町村に配る、財政安定化基金を新設して全国規模で2,000億円を投入するということで、都道府県化を受け入れてしまいました。都道府県運営というのは、国保税が高過ぎて滞納が広がり、赤字に苦しむ市町村が集まることになるわけです。3,400億円と財政安定化基金があれば、被保険者が高齢者や低所得者で構成されているというこの問題点を解決できるでしょうか、部長の考えをお示しください。時間がないので結論だけ。

A・保健医療部長

解決することはなかなか困難でございますけれども、3,400億円と2,000億円の安定化基金、これは大きな収入になりますので、一定の安定的な運営には資するものと考えてございます。

Q・柳下委員

国保の破綻を食い止めるために、今緊急に行うべきは、国保税を引き下げることです。私たちは低所得者で構成される国保について、国をはじめとした公費収入を増やす。特に国の負担は一貫して後退してきたわけです。一刻も早く負担割合を50%に戻すべきです。そして国保税引き下げに当たる。当面は1,700億円の国民健康保険基盤安定負担金が低所得者対策として全国市町村に交付されているのですから、これできちんと国保税を引き下げるべきだと思います。ところがこれを市町村の法定外繰入減

額のために使っている自治体もあるのです。

質問ですが、平成27年度と28年度で法定外繰入減額の市町村の数を調査し、報告していただきたい、この点の答弁をお願いします。

A．保健医療部長

これについては担当課長からお答えさせます。

A．国保医療課長

法定外繰入の状況につきましては、毎年1月、2月ごろに国が公表しております。直近の数字で、申し訳ございませんが、平成25年度と26年度の比較で法定外繰入の比較をしますと、32市町で法定外繰入を減少させております。27年度、28年度については、来年、再来年の公表となりますので、引き続き注目していきたいと思っております。

Q．柳下委員

今お答えありましたけれども、これまで国保税が高過ぎて払えない。ですから、市町村の一般会計の繰入れもやってきたわけですね。そういう点では、国に対してそして県としても独自にきちっと財政的にお金を出していく、公費の投入、これが必要だと思います。最後に部長よりお願いします。

A．保健医療部長

いわゆる低所得者に対するいわゆる軽減とか免除、この制度はしっかりやっていく、そのために1,700億円の公費助成を使う。ここは間違いないと思いますが、そのことですなわちそれが国保税全体を下げてしまうということについては、やっぱり検討をしなければいけない

問題じゃないかなというように考えてございます。

部局別質疑（公安委員会）3月17日

Q．柳下委員

日本共産党の柳下礼子です。

平成28年度の当初予算では、警察官は64人の増加となっております。しかし、団塊の世代が大量に退職する一方で、警察官の増員を繰り返してきましたが、その結果、県警の年齢構成は若い部分が厚くなっています。

ここで伺いますが、警察官の年代別人数を御報告ください。

A．警務部長

10代の警察官が約2%、それから20代の警察官が約26%、30代が約34%、40代が約17%、50代以上が約21%でございます。

Q．柳下委員

今のお答えでは、大変若い方が多いということで、20代から30代でも約60%、そういう点では、経験の不足を補う研修や、失敗した事例から教訓をしっかりと学び取ることが大変重要と考えております。

先ほどの答弁でも、1人1人に合わせた教育、指導、訓練が大事とのことでしたが、本日は、この点で質問をいたします。特に本部長や幹部の姿勢も問われていると思います。

保健医療部の審査でも取り上げましたが、狭山市の女児虐待事件についてです。

報道によりますと、2015年6月と7月に

2回、県警狭山署の職員が県民からの通報を受けて内縁の夫と母親の家庭を訪問しています。もし、この警察の訪問後、この母親が祖母の支援を受けられなくなったということを狭山市保健センターに報告をしていれば、私は、十分な危機意識を持つことが可能だったというふうに思います。警察よりヒアリングした内容によりますと、6月に狭山署の職員は、深夜11時に女の子が玄関前に出されて泣いているという通報を受けています。内縁の夫のアパートを訪問しております。その際、この男と女の子が寝ており、女の子の体には傷はなかったとして、虐待通告は行いませんでした。実はこのとき、この家に母親はいなかったんです。母親は後から帰宅しました。そして、母親は、夫に自宅を締め出されていたというんです。ここまで署員は聞き取っているわけです。母親が深夜締め出されているというのは、DVです。DVは虐待のリスクを非常に高めるのは当然ですが、狭山署の署員は、そういう認識があったのですか。なぜ、児童相談所や狭山市保健センターに通告しなかったのですか。

A．生活安全部長

ただ今の事案につきましては、昨年6月29日午前零時1分に110番通報を受けて行ったものでございます。現場に行ったのは交番の勤務員でございますけれども、聞きましたところ、委員お話のとおり、外出先で口論して怒って、先に同居の男性が帰ったためにドアを閉めたという状況でございます。そこで、後から帰ってきたところ、開かなかったの、そういうことで子どもを置いて、一旦離れて、要は子どもだけでも入れてもらいたいと、こういう話でございます。それで一旦離れまして、LINEというアプリがございますけれども、ここで連絡をしてすぐに男性のほうが入れているという状況はございました。

そういった状況から、児童虐待はなかったと現場の警察官は判断したものでございます。

Q．柳下委員

翌月の7月にも狭山署の職員はこの家庭を訪問していますが、虐待通告は行いませんでした。なぜ2度も虐待の通報があったにもかかわらず、児童相談所にも狭山市保健センターにも報告しなかったんですか。

A．生活安全部長

2回目の事案でございますけれども、2回目の事案については、昨年7月19日午後7時37分に110番通報がありまして、室内で泣いているから見てほしいと、こういう通報でございました。パトカーの勤務員が現場の対応に当たっておりますけれども、通報から15分後の7時52分ごろに自宅のほうに行きましたところ、児童は自宅の中でお姉さん、1歳上のお姉ちゃんがございますけれども、テレビを見てはしゃいでいる状況でございました。そこで、話を聞きましたところ、母親から、お風呂に入りなさいというふうに言ったら、下の子がぐずって泣いたんですと、こういう状況でございました。ただ、現場の警察官につきましては、児童虐待の恐れがないかということを確認しなければなりませんので、両親というかお2人、実母、それから同居の男性に了解をとりまして、家の中に入って、その亡くなった児童ほか、もう1人お姉ちゃんがございますけれども、両方の体を見て、そこで児童虐待はないというふうに判断したものでございます。そういったことから通告はなかったということでございます。

Q．柳下委員

こういう事件を防止することは、埼玉県警の役割だというふうに思います。

警察内部で、児童虐待防止のための教育とか研修はどのように行っているのでしょうか。また、今年度の県警の研修予算と、そのうち児童虐待防止のための予算について御答弁ください。

A．生活安全部長

職員に対する指導、教養の状況でございますけれども、児童虐待事案の対応につきましては、年に数回行われます警察署長会議、それから、生活安全課長等会議、これは直属の担当者の会議でございますけれども、こちらの席上で各幹部に児童の安全を最優先とした対応を図るよう指導をしておるところでございます。

また、現場の警察官に対しましては、警察部内で行う教養でございますが、少年警察実務専科、生活安全任用科、それから新任の生活安全課長、それから新任の少年係長、異動に伴う講習でございますけれども、こういった講習におきまして、時間をとりまして、児童虐待への対応要領を教養して指導しております。

また、現場の交番の勤務員等につきましては、職場教養資料を作成して、こうした生活安全課長、ですから少年係長等から、日頃、教養を行っているという状況でございます。

なお、教養・研修に当たりましては、平成25年に改訂されておりますけれども、厚生労働省の「子ども虐待対応の手引き」というのがございます。この内容のうち、対応の基本的事項の部分や警察が関わる部分につきまして、こういったことを踏まえまして、教養を行っているところでございます。

Q．柳下委員

最後にお聞きしますけれども、昨年の朝霞警察署員の強盗殺人事件、そして熊谷市での連続殺人事件、そして今回の児童虐待事件、この間、埼玉県警は、マスコミをはじめ県民から大きな批判を受けてきました。その点で、平成11年にはマスコミからも全国民からも厳しく批判されてまいりました。県警本部長まで処分を受けた桶川ストーカー事件もありました。女子大生の家族の訴えをもみ消して、殺人事件を未然に防止できなかった事件です。県警本部長に伺いますが、あの事件の教訓、どのように受け止めておられますか。

また、今回の一連の事案についても教訓をどのように県の警察内で徹底していくのか。特に虐待の問題では、児童相談所や狭山市保健センター、ここの一緒に組んだ同行訪問とか、それが大事ですね。この点について教訓を明らかにしてください。

A．警察本部長

委員御指摘の桶川事件につきましては、いわゆる警察改革要綱の発端となった事件でもございます。私はこの警察改革に至った経緯、趣旨等、警察改革の精神は決して風化させてはいけないというふうに考えております。

今後も「県民のための警察」の原点に立って、県民の安全・安心の確保が警察の責務であるという点を全職員、1人1人に至るまで、徹底をさせ、県民の期待と信頼に応えてまいりたいと考えております。

委員御指摘の事件それぞれにつきましては、性質が異なるものでありますので、それぞれに対応を図っているところでございます。

朝霞市における元浦和署員の事件につきましては、警察における身上情報が十分把握をされず、適切な指導監督がなされなかったというこ

とが原因の1つに挙げられるところがございます。まして、職員の身上把握、指導監督の強化、職務倫理教養、こういったものを抜本的に見直して、今取り組んでいるところであります。

熊谷市における事件では、昨年10月に「埼玉県熊谷市内で連続発生した殺人事件に係る警察の対応と今後の取り組み」、これを取りまとめたところでございまして、これに基づいた教訓事項を今後の警察活動に生かすべく、取り組みを推進しているところでございます。

狭山市における児童虐待事件につきましては、現在のところ事件捜査の過程では、当該児童への身体的虐待行為は昨年8月ごろに始まったというふうに認められるところではありますけれども、児童相談所、あるいは市町村の要保護児童対策地域協議会、これと連携強化を図りまして、一層情報共有を徹底して、悲惨な児童虐待の防止に努めてまいりたいと考えております。

部局別質疑（企業局、病院局、下水道局）

3月17日

Q・柳下委員

日本共産党の柳下礼子でございます。

私は、県立小児医療センターのさいたま新都心への移転についてお伺いいたします。

先ほど、病院管理者のほうから、日本一の小児病院にしたいという中でお答えがありましたけれども、私は、患者家族との信頼関係の下に医療というのは成り立っているというふうに思っています。こういう観点から、今回の移転計画の特徴は、現在小児医療センターに入院、通院している難病患者、重度の心身障害児の家族の願いに答えていないという点です。

県が開いてきた患者家族説明会は、この1月で8回になりました。毎回毎回、一貫して異様な雰囲気です。患者家族のお母さんたちが泣きながら訴える。お父さんたちが怒り出します。

どうして患者家族の皆さんが納得しないのか。それは、なぜ何度言っても分かってくれないのですか、この言葉が示すとおり、病院局の側が患者家族の言葉に耳を傾けないからです。

まず、新病院の1階コンコースに接して設置するコンビニエンスストアについてお聞きします。

新病院の設計が発表されたときから、患者家族は、コンコースに面して外に開かれたコンビニは閉じてほしいと要望してきました。不特定多数の外部者が入ってしまうと、感染症が恐ろしいので、このままでは患者家族はコンビニを使えないのです。それなのに、県は患者家族の反対を押し切って、コンビニを外に向けて建設し、事業者を募集、決定してしまいました。病院事業管理者、医師の立場からお答えください。コンビニを患者と外部の人がともに使うのは、感染の危険はないですか。

A・病院事業管理者

感染の危険云々は、これは当然あると思っております。それで、最初の御質問ですけれども、患者様御家族、特にお母様方から、コンビニに多くの客が行き来することで、子どもの健康に害があるということで感染症などの心配があると聞いておりますので、最大限配慮して事業を進めていきたいと思っております。

ただ、コンビニ自体はこれで業者を決めて、その中で、業者と一緒に話をしていきたいと思っておりますので、なるべく御希望に沿うように進めていきたいと思っております。

細かいことにつきましては、小児医療センター建設課長にお願いいたします。

A・小児医療センター建設課長

コンビニのことにつきましては、患者家族説明会を含めて回数を重ねて話しております。私

どものほうといたしましては、現在本体工事を進める中、正式にコンビニの工事を行うのは本体工事が終わった後、コンビニ業者が工事を行いまして、10月から内装工事というような予定であります。

今のことにつきましては、コンビニ業者のほうと病院事業管理者が申したとおり前向きに最大限配慮して事業を進めていくという考えの下に調整を進めているところでございます。

Q・柳下委員

今の病院事業管理者のお答えの中では、当然危険があるということでしたよね。それで、患者家族が言っているのは、もうここまでできてきて、外に向けてくれるなということなんです。ですから、なるべく期待に応える、ではなくて、発注者はこちらなんだから、これは困ると、そういう注文をすべきではないんですか。

そこで、さいたま市は、新病院の付加機能として民間保育所を設置しようとしたことがありましたよね。医師会などが感染症の危険を理由に反対したために撤回したんです。そして、コンビニは隣接の赤十字病院の1階にもつくられました。なぜ、新病院のコンビニを外に開放するのか。本当に理解に苦しみます。コンビニの外部に向けたドアは閉じて、センター内部からだけ出入りできるように、そのように指示がなぜできないんですか。

A・小児医療センター建設課長

今の件についてでございますが、業者のほうと、そういうことの実現性について、そういう形で調整を進めているところでございますので、御理解いただきたいと思います。

Q・柳下委員

時間ないので、次に行きます。

もう1つの患者家族の切実な願いは、新病院の駐車場、これは現センターと同様に無料にしてほしいということです。これは、患者家族説明会の総意と言えます。要求資料は4ページ、5ページを御覧ください。

病院局は移転とともに、新病院の駐車場の料金を上限1,000円にするとしています。患者家族の説明会での発言を御紹介します。今、子どもが気管切開を勧められて、メンタルはめちゃくちゃな状態です。しょっちゅう入院を繰り返してきました。入院すれば毎日面会に行かなければなりません。私たちが面会するとき、何時間病院にいるか知っていますか。面会開始から終わりまで一日中いるんですよ。こんな私たちから料金をとろうなんて。外来だって子どもの血管が細くて、採血だけで1時間半かかるんです。私たちは、いたくてここにいるわけではありません。入院したら2か月半、ずっと毎日面会に来ているんです。その間ずっと駐車料金を払い続けているんです。私は、ダブルワークで働いて、そして面会にも来ている、駐車料金の費用なんて誰も出してくれません。

県病院局は、患者家族の負担を軽減するとして、面会滞在時間は駐車場料金を定額制300円にする提案しています。しかし、このお母さんのように2か月半子どもが入院して面会に毎日通った場合、このお母さんの負担は幾らになるのか。単純計算では、2万2,500円です。子どもさんが気管切開となれば、自宅にいるときもたんの吸引が必要で、24時間の介護となります。このお母さんのつらい気持ちは本当に分かります。

こういう方から、これまで無料だったのを2万2,500円徴収するのですか。病院事業管理者、見解を伺います。

A．病院事業管理者

患者さんの入庫の待ち時間を少しでも短く、より利用しやすい駐車場にするために、駐車場を利用する患者家族の皆さんにも一定の御負担をいただきたいと考えているので、御理解いただきたいと思います。

また、内容につきましては、もう一度、課長のほうから説明させていただきます。

A．小児医療センター建設課長

平成26年の1年間における入院患者の平均在院日数についてでございます。平均在院日数は14日程度ということでございます。

こういったデータに基づきまして、私どもの中で判断させていただいております。

Q．柳下委員

データに基づいてではなくて、患者家族の説明会の中で、こういった要望がしっかりと出ているわけでしょう。これをどう受け止めるかという問題です。県の提案では、障害者手帳の所持者は新病院の駐車料金を無料にするとしていますが、しかし、末期がんなど難治性の病気で入院しているこの家族は、面会の際の駐車場の料金は免除されるんですか。免除されません。病態が固定しなければ障害者手帳は交付されないからです。

要求資料の5ページを御覧ください。面会時間8時間以上の家族が20%近くもいます。私は、病気のお子さんを看護する保護者から駐車場料金を徴収するなど、絶対に認められません。患者家族については、要望どおり無料にさせていただきたいと思います。

この間の常任委員会の中でも、検討するということがありましたけれども、その後検討はどう進んだんですか。あしたは常任委員会ありますけれども。

A．病院事業管理者

検討するというのは、すぐやるという話ではございませんので、これは始まってからまた考えていきたいとは思っております。

Q．柳下委員

もう1つ確認しますけれども、手帳の所持者は無料にするといいますが、それでは逆に県立小児医療センターの患者ではなくても、手帳を持っている児童と一緒にスーパーアリーナに来たと、コンサートなり何なり、そういう場合も無料になるんですか。

A．小児医療センター建設課長

今回の無料の件につきましては、小児医療センターを通院、あるいは入院の目的で入る患者さんに対してでございます。そういうことに対しての無料というのはございません。

Q．柳下委員

時間がないので、次に行きます。

続いて、県立小児センターの診断書料金、証明書料金の引き上げについても伺います。

この4月より普通診断書の発行料金を1,530円から2,400円に、特別診断書を4,590円から5,370円に引き上げます。患者家族は学校進学や装具の購入の際に、診断書をかなりの頻度で必要とします。今回の大幅な値上げは、患者家族にとって大きな負担となると思います。

伺いますが、診断書料金の引き上げは、患者は家族に説明しているのですか。

A．病院事業管理者

経営管理課長のほうから答弁させていただきます。

A．経営管理課長

料金の値上げにつきましては、委員会御審議の後に条例が可決されましたらば、直ちに周知したいと考えております。

Q．柳下委員

先ほど、駐車料金も無料から有料になるということで、いろいろ患者家族の希望が出ているわけです。こういう中に、どさくさに紛れて県立小児医療センターのこの診断書料金を上げる、これでどのぐらいの収益を見込んでいるんですか。上げたことによって。

A．経営管理課長

今回の診断書料金の値上げ等につきましては、県立4病院共通でございます。併せまして、年間で平成26年度の実績を踏まえまして、1,500万円程度の増収になると見込んでございます。

Q．柳下委員

小児医療センターだけでは幾らですか。

A．経営管理課長

小児医療センターの診断書料でございますと、通常の特別の診断書ですと19万3,320円でございます。普通の診断書でございますと30万2,400円ということでございます。

Q．柳下委員

次に行きます。

県立小児医療センターで助かった赤ちゃんは、これからも成人するまで、様々な機会に診断書を必要とします。今回の診断書料金の値上げは、大変な負担となると思うんです。これについては、患者・家族に説明は必要ないというふうに判断したんですか。

A．経営管理課長

先ほども申し上げましたとおり、診断書料金の値上げにつきましては、今回お願いしている条例が認められた場合には、直ちに周知してまいりたいと考えております。

Q．柳下委員

次に行きます。

2012年2月定例会の冒頭で、知事は、現在の小児医療センターについては、患者や家族の皆様への不安に配慮するため、その機能の一部を何らかの形で現在地に残す検討もしてまいりますと説明されました。2年も3年も検討した結果、センター移転後2年間は、県立小児医療センターの無償診療所が運営されますが、その後は民間の医療法人による医療型障害児施設に変わります。医療型障害児入所施設は、私も病院長から要望を受けたのを思い出しますが、現在のセンター移転計画が持ち上がる前から導入が検討されていまして、全く新しい機能です。

病院事業管理者に伺いますが、知事が検討すると言ったその機能の一部を残すという、一体何が残ったのでしょうか。

A．病院事業管理者

県が経営する跡地に残す機能というのは、こ

これは2年間でございます。それは、障害者であって、新病院には交通を使って行くには難しいという方を対象に、主に処置が対象になるかと思えます。そのほかに、リハビリテーションですとか、あるいは呼吸の気管切開の処置ですとか、あるいは呼吸管理、そういった、いわゆる処置に属するものを残していくつもりでございます。

Q・柳下委員

それは、県立小児医療センターの機能ではなく、新しい医療法人の機能ではないですか。県立小児医療センター機能ではないというふうに思います。県立小児医療センターの今の機能を、その機能の一部を残すと言ったんですよ。ですから、私はセンター機能の何が残ったのか、全く分かりません。

そして、時間がないので次の質問に移りますけれども、その点、では1点だけ簡単をお願いします。

A・病院事業管理者

一部を残す、処置の対象となる患者さんを診ていきますと、見捨てることはありませんということをお約束したわけです。

Q・柳下委員

センターの医師は、最長2年間の派遣ということで、そういう報告だったけれども、これは永久に派遣をするんですか。

A・病院事業管理者

2年後には、医療型の障害者入所施設ができますので、ここで外来ができますので、それ以前で小児のほうは引き上げるということになる

かと思えます。ただし、この入所施設に対しては、ある程度サポートはしていく必要はあると考えております。

Q・柳下委員

今、医師がたくさんいる中で、県立小児医療センターがありますよね。そして、2年間たったら、もう引き上げてしまって、そして別の法人がそこに来るわけですよ。そういう点では、全く小児医療センターの機能とは別のものではないんですか。

それで、もう1つ伺いますけれども、県立小児医療センターが移転してしまった後、土屋小児病院とか、春日部市民病院とか、救急を受け入れた部分とか、負担が相当そちらに行くと重くなると思うんですけども、この点について1点伺いたいというふうに思います。私は、センターの機能を残していないというふうに思うので、この後の医療、ここは大変になるなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

県立小児医療センターの救急患者の治療件数は平成26年度で3,648件です。センター移転後の12月以降、この3,648人の救急患者はどこで受けるのでしょうか。

A・病院事業管理者

基本的に、小児医療センター、今ではもう救急患者といいましても、紹介以外は受け付けておりません。したがって、これからはそういう医師からの紹介、あるいは救急隊からの紹介というものは全て新病院のほうへ移送することになると思います。

Q・柳下委員

救急にできていないんですけども、土屋小

児病院だとか、春日部市民病院、その患者さんたちは相当疲弊してしまうんじゃないですか。そちらに集中するかという。これについて。

A．病院事業管理者

土屋小児病院の場合は、小児医療センターからも今応援で行っています。これは多分そのまま続くと思います。春日部市民病院のほうはこれから、それだけの人材がいるかどうかは、また1つ課題かなとは思いますが、小児医療センターから今派遣するという体制ではございません。